

1. 背景

日本の総人口は、2004年（平成16年）をピークに減少を始めています。国立社会保障・人口問題研究所が公表している日本の将来人口推計では、今後ますます少子化・高齢化が進むとされており、障害者が区別されることなく活動できる社会を目指すノーマライゼーションの理念や、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方が広まる中、快適で安全に移動できるまちづくりが推進されています。

平成6年に、公共的性格を有し、不特定多数の人が利用する建築物のバリアフリー化を目的として『高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（通称：ハートビル法）』が制定されました。

そして、平成12年に『高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（通称：交通バリアフリー法）』（以下「交通バリアフリー法」と表記）が公布され、国が移動円滑化の促進に関する基本方針を定めることや市町村の作成する基本構想により、駅を中心とした地域のバリアフリー施策を進める枠組みが整えられました。

国は平成12年11月に『移動円滑化の促進に関する基本方針』を策定し、本市においても、平成15年3月に交通バリアフリー法に基づく基本構想（以下「旧基本構想」と表記）を策定しました。市内3駅を中心とした駅周辺の区域について、各事業者が優先的にバリアフリー化に取り組む事項や実行性を高めるための仕組みなどについて定め、平成22年を目標として旅客施設やバス車両、周辺の道路、駅前広場、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進してきました。



平成17年7月には、『ユニバーサルデザイン政策大綱』が策定されました。これにより、バリアフリー化が施設ごとに独立して進められ、連続的なバリアフリー化が図られていないことや、心のバリアフリーや情報提供その他のソフト面での対策が不十分であることなど、これまでのハートビル法及び交通バリアフリー法を中心としたバリアフリー化の取り組みの課題が明らかになりました。そこで、「より一体的・総合的なバリアフリー施策」を推進するため、2つの法律を統合・拡充した『高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称：バリアフリー新法）』（以下「バリアフリー新法」と表記）が平成18年12月に施行されました。また、バリアフリー新法第3条第1項に基づき主務大臣により示された『移動等円滑化の促進に関する基本方針』（平成18年12月15日国家公安委員会、総務大臣、国土交通大臣、自治省告示1号）の改正が進められています。

本市でも旧基本構想が目標年次に達し、事業の評価や方針の見直しが必要となりました。そこで、新しい法制度や改正が進む「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づき、基本構想を改定することとしました。

2. 目的

バリアフリー新法では、その目的として、「高齢者や障害者（身体障害者・知的障害者・精神障害者・発達障害者を含む全ての障害者）、妊産婦、けが人などの移動や施設利用の利便性、安全性の向上を促進すること」を掲げ、その実現のため、

- 1) **公共交通機関（駅・バスターミナルなどの旅客施設、鉄道車両・バス・福祉タクシーなどの車両）、一定の建築物、道路、路外駐車場及び都市公園などのバリアフリー化を推進**
- 2) **一定の区域において、市町村が作成する基本構想に基づいて、旅客施設、周辺の道路、建築物、路外駐車場、都市公園、駅前広場、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進**
- 3) **段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ）及び心のバリアフリーの推進**

の実施が求められています。

そのため本市においても、新しい法制度に基づく旧基本構想の改定は、主に市内3駅を中心とした駅周辺の区域について、各事業者が優先的にバリアフリー化に取り組む事項を明確にするとともに、サイン等による利用者への情報提供や心のバリアフリーの推進についての取組みを示すことを目的とします。



また、基本構想改定の経過と同様に、事業の実施段階における情報公開や市民参加の考え方についても本構想に示すこととします。

さらに、バリアフリーのまちづくりの実現には、各特定事業者や市、近隣区市、市民等が連携しながらその事業を推進していくことが重要であることから、本構想において、関係主体の連携の考え方についても示すこととします。

3. 位置付け

本構想は、バリアフリー新法に基づき改定されるものですが、本市の施策の体系の中では、地方自治法第2条に基づき策定された『武蔵野市基本構想』、及び「移動等円滑化の促進に関する基本方針」を上位計画とします。

バリアフリー新法第25条第1項で、『市町村は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という）を作成することができる。』とされています。

また、国の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において、基本構想の検討にあたっては「重点整備地区において長期的に実現されるべき移動等円滑化の姿を明らかとする」観点か

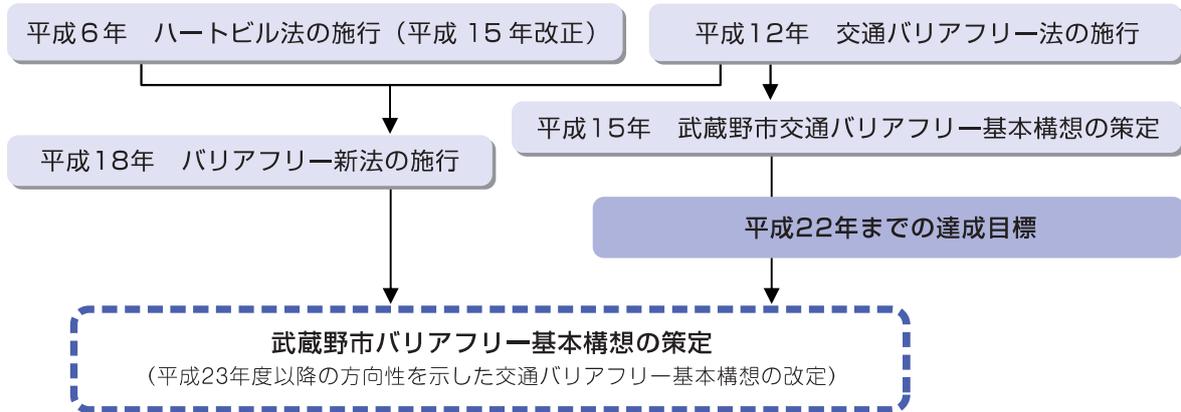
ら、長期的展望を示す上で必要な範囲で生活関連施設・生活関連経路を設定し、移動等円滑化の内容を記載するよう配慮することが規定されています。

そのため本構想では、特に重点的な整備が継続的に必要な地区として、3駅周辺地区を重点整備地区として定めるとともに、並行して改定が進められる武蔵野市都市計画マスタープランとの整合を図りつつ、市独自に長期的な移動等円滑化を目指す観点から、目標を平成32年度に設定します。また、市内全域でのバリアフリーの推進については、武蔵野市健康福祉総合計画や武蔵野市都市計画マスタープランを踏まえることとします。

このように本構想により整備を進める地域を定め、事業内容と事業期間を明確にすることで、実効性が高く確実な事業推進を図ります。

また、本構想の実施については、事業者ごとに本構想に基づく事業計画を作成し、そこで示された具体的内容及びスケジュールに基づき行うこととなります。

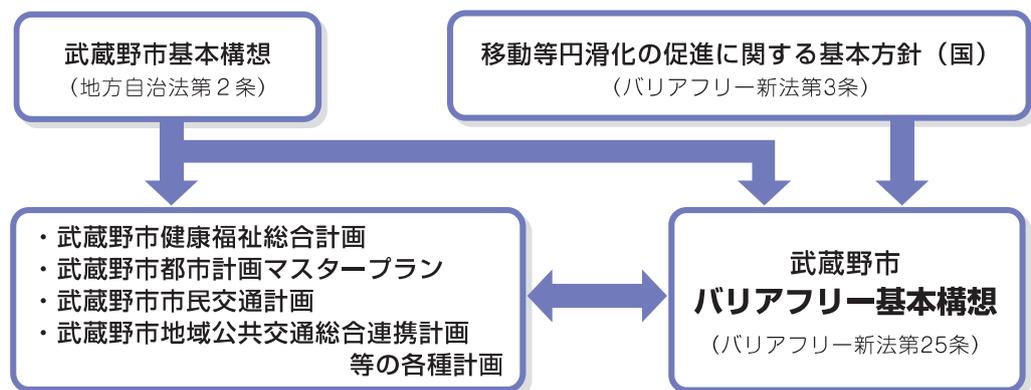
改定の背景



【バリアフリー新法 交通バリアフリー法からの主な変更点】

- (ア) 対象者の拡充 : 身体障害者から全ての障害者に拡大
- (イ) 対象施設の拡充 : 建築物、路外駐車場、都市公園、福祉タクシーの追加
- (ウ) 制度の拡充 : 重点整備地区を、旅客施設を含まないエリアまで拡充
- (エ) 当事者参加 : 基本構想策定時の協議会制度を法定化
- (オ) ソフト施策の充実 : スパイラルアップ及び心のバリアフリーを促進

武蔵野市でのバリアフリー基本構想の位置付け



また、改定にあたっては広くご意見をいただくとともに、高齢者や障害者等が移動したり、施設を利用する上での障害を把握するため、改

定委員会での議論とは別に、以下の通り意見をうかがう機会を設けました。

1) 旧基本構想の中間評価及び提言の実施

平成19年3月

学識経験者、関係団体代表、NPO活動団体、福祉活動者、公募市民などで組織する武蔵野市交通バリアフリー事業計画実施推進委員会による、旧基本構想の中間評価及び提言を実施。

2) アンケートの実施

平成21年12月～22年1月

高齢者及び障害者や、現在育児中などの理由により移動に困難な状況が生まれる場合がある方、また、市役所・コミュニティセンター・テンミリオンハウス利用者などを対象としてアンケートを実施。

約1,600票を配布、435名の方々から回答を得ました

3) ヒアリングの実施

平成22年2月18日～3月15日

高齢者や障害者の団体へのヒアリング。

対象団体名	実施日	時間	場所	参加人数
武蔵野市老人クラブ連合会	平成22年2月24日	10:00～	武蔵野市役所	10人
武蔵野市障害者福祉協会	平成22年2月26日	16:00～	障害者福祉センター	9人
武蔵野市視覚障害者福祉協会	平成22年2月26日	14:00～	障害者福祉センター	2人
武蔵野市聴覚障害者協会	平成22年3月15日	19:00～	武蔵野市役所	9人
社会福祉法人武蔵野 デイセンター山びこ	平成22年2月22日	10:30～	障害者総合センター	5人
社会福祉法人武蔵野 地域生活支援センターびーと	平成22年2月26日	16:30～	障害者総合センター	10人
ライフサポートMEW	平成22年2月18日	15:30～	ライフサポートMEW	5人
延べ参加者				50人



4) まち歩きの実施

平成22年7月14日

武蔵野市バリアフリー基本構想改定委員会委員によるまち歩き

現地視察地	実施日	時間	参加人数
吉祥寺駅周辺	平成22年7月14日	9:00～12:30	委員8人 事務局9人



なお、まち歩きは、改定委員会で検討を進めるにあたり、現在のバリアフリー化の状況について、共通認識を図ることを目的に実施したもので、道路や商業施設等でのバリアフリー化の取組みが進む吉祥寺駅周辺を対象地にしました。

また、改定委員会で使用した資料及び議事要録を本市のホームページで全て公開するとともに、改定委員会も公開して行いました。

5. 武蔵野市の概況

1) 位置等

本市は、新宿副都心から鉄道で15分程度の至近距離に位置し、その立地条件の良さや良好な住環境などから、3駅を中心とする商業・業務集積地以外は良好な住宅地としての土地利用が進みました。東西約6km、南北約3km、面積10.73km²という狭小なエリアに約13万人の市民が生活をしており、全国的に見ても人口密度の高い市です。また、吉祥寺は都内でも有数の商業・業務集積地となっていることもあり、市内から市外への通勤・通学者より、市内への流入人口が超過するなど、昼夜間人口比は110%を超えており、多摩地域における拠点的な性格も併せ持っています。

昭和40年頃までに市街化が進んだため、新たに大規模な開発を要するエリアもなく、都市基盤整備も一定の水準まで進んでおり、成熟した市街地が形成されています。

また、武蔵野台地に位置しており、井の頭公園周辺の一部を除いて全般的に平坦な地形となっています。

本市における公共交通網は、市域を東西に貫く鉄道路線と各駅から主に南北方向にのびるバス交通により形成されています。また、既存のバス交通の空白・不便地域を解消するため、ムーバスが7路線、9ルートで運行されています。

2) 人口構成等

本市の人口は、昭和40年代以降、ほぼ13万人で安定しています。年齢区分による構成を見ると、14歳以下の年少人口の構成比率は、平成12年度には11.2%であったものが平成21年度には10.6%となっており微減少傾向にあります。ま

た、65歳以上の高齢者人口の構成比率は、平成12年度には16.5%であったものが平成21年度には19.8%となっており増加し続けています。このような状況から本市でも、少子高齢化は確実に進行していることがわかります。

また、障害者の状況は、身体障害者数で見ると、平成12年度の2,801人から平成21年度の3,193人と約14%増加しています。知的障害者数は、平成12年度の637人から平成21年度の832人と約31%増加しています。また、精神障害者数は平成21年度で474人です。(武蔵野市2009市勢統計による)

3) バリアフリー化の状況

本市では、昭和59年度に「武蔵野市福祉環境整備指導要綱」を策定し、バリアフリーのまちづくりに取り組んできました。また、平成17年度に策定した第四期基本構想では、まちづくりの目標として『高齢者や障害者などハンディキャップを持つ市民がいつまでも健康で生きがいを持ち、自立して生活できる地域社会を築くことをまちづくりの基本とする』という考え方を掲げ、まちづくりを進めてきました。

旅客施設については、平成3年度より駅へのエスカレーターやエレベーターの設置を進めています。三鷹駅北口においては、平成5年度に上りエスカレーター、平成17年度に下りエスカレーター及びエレベーターを設置しています。三鷹駅構内については、平成20年度に旧基本構想に定めた全ての特定事業が完了しました。また、吉祥寺駅構内においては、本市、JR及び京王電鉄が協力し合い、平成9年度にJR吉祥寺駅構内、平成13年度に京王電鉄吉祥寺駅構内にエスカレーターの設置が完了しています。

なお、吉祥寺駅及びJR武蔵境駅は現在改良中であり、吉祥寺駅は平成25年度、JR武蔵境駅は

平成24年度を目途に旧基本構想に定めた全ての特定事業が完了する見込みです。



交通計画については、平成6年度に高齢者、障害者等をはじめ市民の誰にとっても利用しやすい交通体系を目指して「武蔵野市市民交通計画」を定め、本市独自の視点によるバリアフリーのまちづくりへの取組みを具体化させてきました。

また、交通空白・不便地域の解消等を目的として、平成7年度に吉祥寺東循環路線から開始されたムーバスの運行は、現在では7路線、9ルートへ発展し、市内におけるムーバスネットワークは一定の完成を見えています。平成5年度にはリフトタクシー「つながり」の事業を、平成12年度にはレモンキャブの運行を開始するなど、移動に制約のある人のためのSTS（スペシャル・トランスポート・サービス）の確保にも努めてきました。



道路整備については、平成17年3月に吉祥寺駅周辺地区が国土交通省より「スーパーモデル地区」の指定を受けました。全国のモデルとなる地区を目指し、国の支援のもとバリアフリーの面的、一体的整備を実施してきました。平成17年度に本町新道（市道第225号線）及び弁天通り（市道第104号線）、平成18年度に吉祥寺大通り（市道第191号線）、吉祥寺駅北口駅前広場及び中道通り（市道第2号線）のバリアフリー化を実施しました。

本市では道路ネットワークの整備及び景観やユニバーサルデザインのまちづくり等を具体化する計画として、美しい道路景観の創造、歩いて楽しい道づくり及び安全・安心なまちづくりを目指すことを目的に「景観整備路線事業計画」を策定し、市道のうち11路線について優先的に道路整備を行っています。平坦な歩道の整備や電線類の地中化等のバリアフリー整備を実施しており、平成25年までに8路線の整備が完了する予定です。

また、透水性舗装や遮熱性舗装の試験施工等を行い、車いす使用者や子ども等、移動に際して特に路面の暑さの影響を受けやすい人も快適に歩行ができる道路の整備を進めています。

駅周辺において通行の妨げとなる放置自転車については、平成6年度に「武蔵野市自転車等の適正利用及び放置防止に関する条例」を制定

し、放置禁止区域の指定や放置自転車の撤去等を進めるとともに、「自転車等総合計画」や「三駅周辺自転車等駐車場整備計画」を定め、駐輪場の整備を進めてきました。平成22年度には、吉祥寺駅及び三鷹駅周辺に大型駐輪場を確保し、吉祥寺大通り及び中央大通りの歩道上にあった暫定駐輪場を廃止しました。

しかし、残念ながら全ての面においてバリアフリー化が実現されたわけではなく、まだまだ様々な課題を抱えています。